

22建企第525号

平成22年12月28日

(社) 長崎県建設業協会
(社) 長崎県中小建設業協会
(社) 長崎県造園建設業協会
(社) 長崎県ほ装協会
(社) 長崎県工務店連合会
(社) 長崎県下水道建設業協会
(社) 長崎県管工事協会
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会
(社) 長崎県建造物解体工業会

会長 様

長崎県土木部長



工場製作を含む工事における専任の技術者の取り扱いについて（通知）

工場製作を含む工事における専任の技術者及び現場代理人の取り扱い（平成21年2月6日付け20建企第715号、以下「工場制作の技術者及び現場代理人」という。）により専任の技術者及び現場代理人の取り扱いを定めたところでありますが、長崎県建設工事標準請負契約書の改正について（平成22年12月3日付け22建企第477号）の契約書第10条で発注者が認めた場合は、現場代理人の常駐を認めることができる項目が追加されたため、現場代理人の取り扱いについては、別に定めるものとし本通知より削除する。

「建設業法」（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により、長崎県が発注する請負代金の額が2,500万円以上（建築一式工事の場合は、5,000万円以上）の建設工事における主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。また、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第318号）第二二の（4）の規定に基づき、監理技術者等の途中交代は、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合にのみ認めております。

しかし、監理技術者制度運用マニュアルには、工場製作を含む工事における専任の監理技術者等の取り扱いについて例外的な取り扱いが規定されており、また、平成20年11月17日から18日に開催されました平成20年度九州各県土木建築管（監）理課長会議の中で、国土交通省総合政策局建設業課より、別添のとおり、監理技術者制度及び公共工事標準請負契約約款の適正な運用について要請があったところです。

そこで、下記対象工事を請け負う建設業者の負担軽減のため、下記のとおり取り扱うことが長崎県建設工事入札手続等検討委員会幹事会において決定しましたので、通知します。なお、工場製作の技術者及び現場代理人（平成21年2月6日付け20建企第715号）は本通知の施行日以降に廃止するものとする。

つきましては、貴下会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。

記

1. 対象工事

長崎県が発注する請負代金の額が 2,500 万円以上（建築一式工事の場合は、5,000 万円以上）の建設工事のうち、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む建設工事。

2. 一般競争入札における配置予定技術者の届出

(1) 一般要綱第 7 条第 2 項第 2 号に規定の技術者の取扱い

入札参加者が記載する技術者は以下のとおりとする。

① 工場製作のみを施工したのち、現地施工へと移る場合
工場製作に係る技術者

② 工場製作と現地施工を同時並行的に施工する場合

工場製作に係る技術者と現地施工に係る技術者が異なる場合は、それぞれ記載することとし、各技術者の役割を明記しておくものとする。

※ 一般要綱とは、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号）をいう。

(2) 各総合評価要領の別紙「技術資料作成要領」中の配置予定技術者の能力（様式第 3 号）に規定する技術者の取扱い

入札参加者は、現地施工に係る技術者を記載するものとする。

※ 各総合評価要領とは、以下のことをいう。

長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（平成 19 年 1 月 19 日付け 18 監第 468 号）

長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領（平成 19 年 1 月 19 日付け 18 監第 467 号）

長崎県建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領（平成 21 年 3 月 27 日付け 20 建企第 872）

(3) 入札参加希望者への周知

入札公告に、当該工事が本通知の対象工事である旨を記載するものとする。

3. 監理技術者等の工事現場における専任義務

(1) 監理技術者等の専任義務

原則として、監理技術者等の専任義務は、以下のとおりとする。

① 総合評価落札方式の場合

落札決定日から専任が開始されるものとする。

② 総合評価落札方式以外の場合

一般要綱第 20 条第 1 項に規定する「事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書」の提出期限の日または落札決定日から専任が開始されるものとする。

③ 契約に関し議会の議決を要する案件の場合

長崎県議会の議決日から専任が開始されるものとする。

(2) 工場製作に係る監理技術者等

工場製作のみを施工している期間で、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、監理技術者制度運用マニュアルの三の（2）の規定に基づき、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。

(3) 2.（2）により記載した現地施工に係る技術者の専任義務

工場製作に係る技術者を別に設置する場合は、工場製作のみを施工している期間は不要とする。なお、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を「工事打合せ簿」等により明確にしておくこととする。

4. 監理技術者等の途中交代

(1) 監理技術者等の途中交代を認める要件

監理技術者等の途中交代は、監理技術者制度運用マニュアルの二一の（４）の規定に基づき、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、工場製作のみの施工から現地施工へ移行する場合にも認めるものとする。

(2) 工場製作のみの施工から現地施工を行う場合の監理技術者等の配置要件

工場製作のみの施工から現地施工へ移行する場合の技術者については、以下の要件により認めるものとする。

① 総合評価落札方式の場合

2.（２）に記載の技術者を専任で配置するものとする。

② 総合評価落札方式以外の場合

当該入札公告に記載の資格要件を満たす技術者（ただし、「競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係」は不要）とする。ただし、当該入札公告に記載の資格要件を満たす技術者がいない場合は変更を認めず、工場製作に係る技術者を当該工事の検査が終了するまで専任で配置するものとする。

(3) 工場製作のみの施工から現地施工へ移行する際に監理技術者等を途中交代する場合の要件

工場製作のみの施工から現地施工へ移行する場合で、監理技術者等を途中で交代する場合は、発注者と受注者との協議により、交代の時期を工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力を同等以上に確保し、工事の継続性、品質確保等に支障がないようにすること。また、協議は、「工事打合せ簿」等により行うものとし、受注者は、工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に十分説明すること。

5. その他

本取り扱いに定めがない事項については、監理技術者制度運用マニュアルの規定によることとする。

6. 適用日

平成23年1月4日以降に入札公告する工事に適用する。なお、本通知の適用日以降「工場製作の技術者及び現場代理人」は廃止するものとする。ただし、平成22年12月28日以前に「工場製作の技術者及び現場代理人」（平成21年2月6日付け20建企第715号）に基づき発注した工事については引き続き適用するものとする。